



しろさと 農業委員会だより

第19号

平成29年1月16日発行

編集

農業委員会運営委員

発行

農業委員会事務局



会長あいさつ

城里町農業委員会

会長 長谷川

毅

新年あけましておめでとうございます。皆様方には平成29年の輝かしい新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。

さて、近年日本の農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者不足が急速に進み、耕作放棄地の増加、イノシシ等による鳥獣害の増加、異常気象による天候不順、そしてTPP（環太平洋経済）の不透明等厳しさにますます拍車がかかっています。こうした厳しい状況を改善するためにも、町においては、昨年新規就農者の確保のために、農業の専門学校3校及びJA水戸、JA常陸と協定を結び、担い手確保のための活動をしているところであります。当委員会においても国や県、町に対して農業者が将来展望をもって安心して農業経営に取り組めるよう、関係機関と連携し要望活動を行っているところであります。また、平成30年2月1日から改正農業委員会法に基づき新たに農業委員会活動が始まります。新たに農地利用最適化推進委員が設置され、農地集積等の活動を行うこととなります。これら委員等の募集を29年度に行ってまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が農家の皆様にとりまして、豊かで良い年になりますことをご祈念申し上げます。また、新年のご挨拶といたします。

農地の転用について

農地を住宅や資材置場、駐車場、山林等の農地以外の用途に転換することを**農地転用**といます。農地を転用するには許可申請が必要です。詳しくは、農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農地を相続したら届出が必要です

農地法では、農地を相続したときに届け出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのもので、相続等で権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届け出をお願いします。

<目次>

農地の相続・納税猶予・転用について	1
農業委員活動報告について	2
新規就農者インタビュー・農地の賃借料について	3
農地利用状況と農地利用意向調査について・農業者年金	4

農地の納税猶予を受けている方へ

相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地について、適正利用を厳格化する旨国から通知されています。

今後、適用農地が荒廃農地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切りとなり、猶予を受けていた税額の全部または一部と利子税を納付することになりますので農地の適正管理をお願いします。

◆◆◆ 城里町長へ意見書の提出をおこないました ◆◆◆

農業委員会では、昨年まで、町の農業施策に関する「建議」を行ってまいりましたが、法改正に伴い、本年から、農地の利用の最適化の推進施策に関する「意見書」の提出を行いました。意見書は、6項目にわたり平成28年11月28日町長室において、長谷川会長より上遠野町長へ直接手渡されました。

提出にあたり、会長から、依然として農業を取り巻く環境は厳しく、安定的に農業経営を行ってゆくためには、町の積極的な農業施策支援が必要であることを訴えました。これを受け、上遠野町長は、町の基幹産業である農業をしっかりと支援するため、意見書の内容を十分に考慮し、農業施策に反映していきたいと話されました。意見書の概要は次のとおりです。

- ① 農地の保全と有効利用対策について
- ② 担い手・経営対策について
- ③ 農業委員会組織対策について
- ④ 基本農政の確立対策について
- ⑤ 鳥獣対策の強化について
- ⑥ 原発事故に係る風評被害の払拭について



女性農業委員活動報告

10月4日5日、群馬県前橋市「ホテルラシーネ新前橋」に於いて、「いばらき女性農業委員の会県外視察研修」が開催され、高土委員が参加されました。

当日は「改正農業委員会法後の女性農業委員の登用推進と役割について」、全国女性農業委員ネットワーク元会長の船ヶ山講師と農林水産省経営局就農・女性課室長の久保講師の講演がありました。その後、委員会の取り組み事例として、神奈川県相模原市、茨城県常陸大宮市の優良発表がありました。研修を通して、他市町村の女性農業委員との意見交換があり、貴重な交流の場となりました。高土委員は8月の茨城県女性農業委員の会総会で理事に就任しました。城里町においては唯一の女性農業委員です。町の代表でもあり、県の代表でもある高土委員の今後の活動にも期待します。



農業委員活動報告

(5月～11月)

5月26日

全国農業委員会会長大会

6月20日

茨城県選出国会議員要請集会

6月21日

第3回農業委員会運営委員会

7月～8月

第1回農業振興地域整備促進協議会
 荒廃農地調査

7月1日

茨城県農業会議第158回通常総会

7月8日

茨城県農政活動推進本部第100回代議員総会

7月6日～7日

中央地区農業委員会会長役員会総会

7月19日

第4回農業委員会運営委員会

8月18日

第1回城里町農業委員会委員等定数検討会議

8月23日

茨城県女性農業委員の会第12回定例総会

8月31日

農業者年金加入推進特別研修会

9月15日

第2回城里町農業委員会委員等定数検討会議

9月21日

「いばらき女性農業委員の会」役員会

9月27日

城里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する意見書提出

10月4日～5日

茨城県女性農業委員の会県外視察研修

10月17日

農業委員会会長・局長会議

11月17日

第5回農業委員会運営委員会

新規就農者インタビュー

今回神奈川県から城里町上入野に新規就農して5年目の中山祐美加さんと大浦かおりさんをインタビューしました。お二人は主に畑作物を栽培する、まつかげ農園を経営しています。まつかげ農園という名前は、お二人の出身高校である神奈川県松蔭学園をもじってつけたとのこと。素敵な名前ですね。お二人はこの農園で女性の農業者を受け入れています。現在は約1.3haの畑で主に小松菜、ほうれん草、しょうがを栽培しており、主にJAへ出荷しています。城里町で就農するきっかけとなったのは、先に新規就農を始めた近澤行洋さんとの出会いがあったようです。お二人に城里町で就農するきっかけを伺ったところ、城里町の人の温かさを始め、土地取得が容易であったこと、規模拡大が容易であったことを挙げていました。

お二人が、まつかげ農園で積極的に女性の農業者を受け入れる理由の一つとして、「女性農園をつくりたい。」という夢があるためです。女性の就農者が生産から加工・販売等を自由にできる環境を作り、農業機械管理から農作業までを女性だけで行っていく農園作りを目指しています。今後は一次産業から六次産業まで、多分野に渡り農業経営を発展させていきたいと話されていました。お二人の活躍をご期待します。



農地賃借料情報

平成28年1月から11月までに締結された賃借料水準(10a当たり)を公表します。この情報は、利用権設定により賃貸借された賃料を集計したものです。 ※施設・茶園・果樹園等含む

田

地区別	平均額/円	最高額/円	最低額/円	集計筆数
常北	8,782円	17,699円	2,712円	13
桂	11,664円	15,466円	6,406円	17
七会	3,669円	6,468円	3,512円	5

畑

地区別	平均額/円	最高額/円	最低額/円	集計筆数
常北	5,212円	8,756円	3,000円	8
桂	—	—	—	—
七会	12,985円	18,903円	7,067円	2

降雨による畑や田畑からの土砂流出防止対策について

ゲリラ豪雨や台風等により土砂が流出することで、道路の通行や排水路などに支障をきたし、大きな事故や災害を招くこともあります。農地から流出した土砂は農地に戻し、排水路や道路の保全にご協力をお願いいたします。

全国農業新聞

全国農業新聞のご案内
毎週金曜日に発行されます。
月700円で購読することができます。
～お申込みは農業委員会事務局まで～

平成29年
農業委員会
定例総会予定表

1月25日(水)	13時
2月27日(月)	14時
3月27日(月)	14時
4月25日(火)	14時
5月25日(木)	14時
6月26日(月)	14時
7月25日(火)	14時
8月25日(金)	14時
9月25日(月)	14時
10月25日(水)	14時
11月27日(月)	14時
12月25日(月)	14時

農地の利用状況と利用意向の確認について

農業委員会では、毎年1回農地利用状況調査を行っています。利用状況調査により、周辺農地と比べ利用状況が著しく低い農地や荒廃化が進んでいる農地を対象として、農地所有者(耕作者)の方に対して、農地法第32条に基づきまして「農地利用意向調査」を行っております。

この調査は、農地所有者(耕作者)の方が、将来、調査対象農地をどのように利用していく予定であるのかを意向調査するものです。

利用意向調査は、対象農地について1度行われます。調査対象となった、農地所有者(耕作者)の方は、調査書が届いた際には忘れずに農業委員会まで意向調査の回答をお願いいたします。なお、農地につきましては、課税に関して軽減税率が適用されておりますが、荒廃農地をお持ちの方は、税制改正により農地の軽減税率が適用されなくなる可能性がありますのでご注意ください。

農業者年金



農業者年金ご存じですか？

農業者年金は、農業者のための、積み立て方式の公的年金です。

加入できるのはどのような人？

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方ならどなたでも加入できます！

農業者年金ってどんな年金なの？

- ・積み立て方式なので、年金額が加入者や受給権者に左右されない年金です。
- ・年金は一生涯支給されます。仮に80歳までに亡くなられた場合は、80歳までに受け取る予定であった分のお金を、ご家族が受け取ることができます。
- ・認定農業者や認定就農者の方は、一定の条件をクリアすれば国が保険料を負担してくれる制度もあります。
- ・税制面でも大きな優遇があります。

城里町農業委員会事務局
〒311-4391
城里町石塚1428-25
電話 029-288-3693
FAX 029-288-2362



い。
したら農業委員会へご連絡ください。

さて、現在の農業委員会の課題は、年々減っていく担い手に対し、農地を貸したい・売りたい希望をする方が増えていることです。農業委員会では農地貸付・売却希望カードの申請を受け付けていますが、担い手が減っている現状は変えることはできず、本当に頭を悩ませています。周りに新たに農業を始めたという方、規模を広げたいという方が居ましたら農業委員会へご連絡ください。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本紙をご覧の皆様には良い新年を迎えられたことと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。